

○各農業農村整備事業（ソフト） 負担割合一覧表

<>は6法指定地域の場合

	事業名	国	県	市町村 地元等	備考
調 査 事 業	◆農山漁村地域整備交付金				
	農業農村整備実施計画策定事業	50	50or20	0or30	農山漁村地域整備交付金で区画整理、用排水施設等を実施する地区の調査（下記事業は除く）。 県営の場合県費50。
	水利施設整備事業（実施計画策定型）	50	20	30	農山漁村地域整備交付金（地域農業水利施設保全型）地区の調査。
	水利施設整備事業	50 <55>	50 <45>	-	【県営】機能保全計画の策定に適用。
		50 <55>	12 <16>	38 <29>	【団体営】機能保全計画の策定に適用。
	農業集落排水事業（調査計画策定）※7	100or50	-	0or50	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）の調査。
	農業集落排水事業（最適整備構想）	100	-	-	〃
	農村集落基盤再編・整備事業（実施計画策定事業）	50	50	-	農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業））の調査。
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）				
	農業競争力強化農地整備事業（実施計画策定）※6	100or50	0or50	-	農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）の調査。
	農業競争力強化農地整備事業（指導事業）	50	50	-	
	農業競争力強化農地整備事業（調査・調整事業）	50	10.5	39.5	
	◆農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）				
	農業経営高度化支援事業（指導事業）	62.5	37.5	-	農地中間管理機構関連農地整備事業（農業経営高度化支援事業）の指導事業。
	農業経営高度化支援事業（調査・調整事業）※3	62.5	10.5or10	27or27.5	農地中間管理機構関連農地整備事業（農業経営高度化支援事業）の調査・調整事業。
	農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画策定）※6	100or62.5	0or37.5	-	農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）の調査。
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業				農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策、防災減災対策（機能保全計画策定）	100	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策、防災減災対策（実施計画策定）	100	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策、防災減災対策（耐震性点検・調査）	100	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）、（防災減災対策）の調査。
	長寿命化対策（水利用調査・調整）	100	-	-	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）の調査。
	ため池の保全・避難対策（ハザードマップ作成）※4	100	-	-	
	ため池の保全・避難対策（監視・管理体制の強化）※4	100	-	-	
	ため池の保全・避難対策（減災対策の実施）※4	100	-	-	
	◆農村地域防災減災事業				
	調査計画事業（実施計画策定）※1	100or50	0or20	0or30	農村地域防災減災事業の調査。
	調査計画事業（耐震性点検・耐震化対策整備計画策定）	100or50	0or20	0or30	農村地域防災減災事業の調査。
	◆水利施設等保全高度化事業（実施計画策定）				
	実施計画策定事業（水利用調整事業）※5	100or50	-	-	水利権の見直し。
	実施計画策定事業（施設計画策定事業）※2	100or50	-	-	基幹ストマネ事業の調査。
	実施計画策定事業（機能保全計画策定事業）	50 <55>	50 <45>	-	【県営】機能保全計画の策定。
		50 <55>	12 <16>	38 <29>	【団体営】機能保全計画の策定。
	◆農村整備事業				
	農村整備事業（計画策定等事業（維持管理適正化計画））	100	-	-	農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）の調査。
	農村整備事業（計画策定等事業（最適整備構想））	100	-	-	農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）の調査。
	農村整備事業（計画策定等事業（施設計画策定事業））	50	-	50	
	◆中山間地域農業農村総合整備事業				
	実施計画等策定事業	55	45	-	中山間地域農業農村総合整備事業（中山間地域総合整備事業）の調査。
	◆農山漁村振興交付金				
情報通信環境整備（計画策定事業）	100	-	-	情報通信環境整備（施設整備事業）の調査。	
◆福島再生加速化交付金（復興整備実施計画）	100	-	-	福島再生加速化交付金の調査。	

※1 R12年度まで二次災害が想定される施設の調査計画のみ国100%

※2 R11年度まで条件付き定額助成

※3 中山間地域の場合、負担割合が県10%・市町村（地元）27.5%

※4 R12まで定額助成

※5 水田農業高収益化推進計画にかかる見直しの場合国100%

※6 ハード事業採択までに地域計画のブラッシュアップが行われる場合に限り、水田農業高収益化推進計画策定地区は令和8年度採択分まで、スマート農業導入推進計画地区は令和11年度採択分まで定額助成（上限5,000万円）。省力化整備地区は令和12年度採択分まで定額助成（上限2,500万円）。

※7 農業集落排水施設整備事業に関しては、「集排汚泥資源の農地還元率100%を達成すること」を目標として定めた場合、調査計画策定費を定額支援。

○各農業農村整備事業（ハード） 負担割合一覧表

<> は6法指定地域の場合

	事業名	実施主体	国	県	市町村 地元等	備考	
は 場 整 備 事 業	◆農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（経営体育成型））	県	50	27.5	22.5		
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）	県	<55>	<27.5>	<17.5>		
	◆福島再生加速化交付金事業（農地整備事業（経営体育成型））	県、市町村	75	13.75	11.25		
	◆農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）	県、市町村	<77.5>	<13.75>	<8.75>		
				62.5	27.5	10	国割合のうち、一般地域12.5%、6法指定地域7.5%が推進費
			<62.5>	<27.5>	<10>		
か ん 排 事 業	◆農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））	県	50	25	25		
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）						
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）	県	50	25	25		
	水利施設整備事業（簡易整備型）	市町村等	50	14	36		
				<55>	<">	<31>	
	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）						
	水利施設整備事業	県	50	27.5	22.5		
			<55>	<">	<17.5>		
		市町村等	50	14	36		
			<55>	<">	<31>		
ス ト マ ネ 事 業	◆農山漁村地域整備交付金						
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	県	50	29	21		
		市町村等	50	14	36		
	水利施設整備事業（地域農業水利施設保全型）	市町村等	50	14	36	団体営	
				<55>	<14>	<31>	
	◆福島再生加速化交付金事業						
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	県、市町村	75	12.5	12.5		
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）						
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	県	50	29	21		
		市町村	50	18	32		
水利施設整備事業（簡易整備型）	市町村等	50	14	36			
			<55>	<">	<31>		
水利施設整備事業（農業用水再編対策型）	県	50	25	25			
◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）							
水利施設整備事業	県	50	31	19			
			<55>	<30>	<15>		
		市町村等	50	14	36		
			<55>	<">	<31>		
畑 地 体	◆水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業）						
	畑地帯総合整備事業（高収益作物導入促進型、畑地帯総合整備型等）	県	50	27.5	22.5		
			<55>	<27.5>	<17.5>		
	畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型、畑作物等転換型）	県、市町村等	50	29	21		
			<55>	<28.5>	<16.5>		
そ の 他	◆農山漁村地域整備交付金						
	水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）	県	50	25	25		
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	県	50	25	25		
	◆水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）						
	水利施設整備事業（地域用水機能増進型）	県	50	25	25		
	水利施設整備事業（流域水質保全機能増進型）	県	50	25	25		
	水利施設整備事業（排水対策特別型）	県	50	25	25		
	水利施設整備事業（水利施設集約再編型）	県	50	25	25		
水利施設整備事業（流域治水対策型）	県	50	32	18			
水利施設整備事業（農地集積促進型）	県	55	27.5	22.5			

事業名	実施主体	国	県	市町村 地元等	備考
◆農村地域防災減災事業					
防災ダム整備事業	県	55	39	6	
	市町村	55	19	26	地震・豪雨対策型（大規模）
	県	50	34	16	地震・豪雨対策型（小規模）
	市町村	50	21	29	
	県	50	34	16	ため池群整備型 ※市町村営のうち、負担割合が（55%、19%、26%）のもの は大規模事業に適用
	市町村	50	21	29	
	県	55	28	17	一般整備型（大規模）
	市町村	50	18	32	一般整備型（小規模）、ため池長寿命化型
	市町村	55	19	26	
	ため池整備事業（防災ため池工事、ため池整備工事等） ※「防災重点農業用ため池緊急整備事業」とは別事業	市町村	50	21	29
市町村		50	21	29	
市町村		50	21	29	
市町村		50	21	29	
用排水施設等整備事業（温水防除事業）	県	55	37	8	大規模
	市町村等	55	19	26	
	市町村等	50	21	29	小規模
	市町村等	50	21	29	
用排水施設等整備事業（地盤沈下対策事業）	県	55	34	11	大規模
	市町村等	55	19	26	小規模
	市町村等	50	21	29	
	市町村等	50	21	29	
用排水施設等整備事業（用排水施設整備）	県	55	28	17	大規模
	市町村等	55	17	28	
	市町村等	50	18	32	小規模
	市町村等	50	18	32	
農地保全整備事業	県	50	29	21	本工事及び関連工事（傾斜15°以上）
	市町村等	50	18	32	本工事
	市町村等	45	31	24	関連工事（傾斜15°未満）
	市町村等	45	20	35	
地域防災機能増進事業	県、市町村	55	37	8	土地改良施設耐震対策事業、農道防災対策工事の大規模
	市町村	50	32	18	土地改良施設豪雨対策事業、土地改良施設耐震対策事業・農道防災対策工事の小規模
	市町村	55	19	26	
特定農業用管水路等特別対策事業	県	50	35	15	
	市町村等	50	18	32	
農業用河川工作物等応急対策事業	県	55	37	8	大規模
	市町村	50	42	8	小規模（5,000万円以上～1億円未満）
	市町村	55	19	26	
	市町村	50	32	18	小規模（800万円以上～5,000万円未満）
	市町村	55	19	26	
	市町村	50	42	8	小規模（5,000万円以上～1億円未満）
	市町村	55	19	26	
	市町村	50	32	18	小規模（800万円以上～5,000万円未満）
市町村	55	19	26		
水質保全対策事業	県	55	34	11	大規模
	市町村	50	34	16	小規模
	市町村	55	19	26	
	市町村	50	21	29	小規模
公害防除特別土地改良事業	県	55	41	4	事業区分1及び2の一部
	市町村	50	34	16	上記を除く事業区分1及び2の一部
	市町村	50	32	18	
	市町村	55	19	26	事業区分4 上記を除く事業区分1及び2の一部、事業区分4 農地につき行うほ場整備、農道整備にかかる事業 農地につき行う暗渠排水事業
	市町村	50	21	29	
	市町村	45	24	31	
市町村	40	26	34		
地すべり対策事業		50	50	-	
農業用施設等災害管理対策事業	県	50	29	21	
	市町村	50	18	32	
防災重点農業用ため池緊急整備事業	県	50	34	16	
	市町村	50	21	29	

○各農業農村整備事業（ハード） 負担割合一覧表

<> は6法指定地域の場合

	事業名	実施主体	国	県	市町村 地元等	備考	
防 災 事 業	◆農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策）						
		防災ため池工事		50 <55>	34 <34>	16 <11>	
		地震対策ため池防災工事		50 <55>	34 <34>	16 <11>	
		ため池整備事業	県	50 <55>	29 <29>	21 <16>	
			市町村等	50 <55>	18 <〃>	32 <27>	
		湛水防除		50 <55>	32 <32>	18 <13>	
		地盤沈下対策		50 <55>	34 <32>	16 <11>	
		用排水施設整備（早急・土砂崩壊防止・溢水）		50 <55>	29 <29>	21 <16>	
		特定農業用管水路等特別対策		50 <55>	35 <35>	15 <10>	
		農業用河川工作物応急対策		50 <55>	32 <32>	18 <13>	
		水質保全対策		50 <55>	34 <34>	16 <11>	
		利活用保全		50	未定	未定	
		危機管理対策		50	未定	未定	
		緊急的な防災対策		100 (定額)			
		地域防災上のリスク除去		100 (定額)			
中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	◆福島再生加速化交付金事業						
		農地防災事業（ため池等整備事業）	県、市町村	75	14.5	10.5	
	◆農山漁村地域整備交付金						
		農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業）	県	55	30	15	
			市町村	55	14	31	
	◆福島再生加速化交付金事業						
	中山間地域総合整備事業	県、市町村	77.5	15	7.5		
◆中山間地域農業農村総合整備事業							
	中山間地域総合整備事業	県	55	32	13		
		市町村等	55	17	28		
農 業 集 落 排 水 事 業	◆農山漁村地域整備交付金						
		農業集落排水事業	市町村	50	0	50	団体営
	◆福島再生加速化交付金事業						
		農業集落排水事業	市町村	75	1.5	23.5	団体営
◆農村整備事業							
	農業集落排水施設整備事業	市町村	50	0	50	団体営	
農 地 （ 通 作 條 件 ）	◆農山漁村地域整備交付金						
		農地整備事業（通作条件整備）	県	50	27.5	22.5	
	◆地方創生推進交付金						
	地方創生道整備交付金		15/30	11/30	4/30		
そ の 他	◆農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業（侵食対策））						
			50	50	-		
		◆農地耕作条件改善事業		50 <55>	14	36 <31>	地域内農地集積型、高収益作物転換型 定額の場合もあり
				50 <55>	21	29 <24>	水田貯留機能向上型 定額の場合もあり
			県	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	
		◆畑作等促進整備事業	市町村等	50 <55>	14 <〃>	36 <31>	
	◆農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）						
		草地畜産基盤整備事業	県	50	25	25	
			市町村等	50	14	36	
		農業基盤整備促進事業		50	-	50	
	◆農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）		50 <55>	14 <〃>	36 <31>		

○各農業農村整備事業（促進費） 負担割合一覧表

<>は6法指定地域の場合

促進事業名	促進費割合				農山交	競争力	福島加速
	条件	国割合 (%)		県割合 (%)			
		基本率	集約化 ^{※4、5}	基本率			
高度経営体^{※1}集積促進事業 事業開始時における当該事業の受益面積から担い手の経営等農用地の面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。	高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合	2.0%	—	2.0%	—	—	○
高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合	2.5%	—	2.5%				
高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合	3.0%	—	3.0%				
高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合	3.5%	—	3.5%				
高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合	4.0%	—	4.0%				
高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合	4.5%	—	4.5%				
高度経営体集積向上率が50%以上の場合	5.0%	—	5.0%				
特定高度経営体^{※2}集積促進事業 当該事業の受益面積に占める促進計画に定める目標年度における特定高度経営体の経営等農用地の面積の割合が20%以上となることとする。	特定高度経営体集積率が20%以上30%未満の場合	1.0%	—	1.0%	—	—	○
特定高度経営体集積率が30%以上40%未満の場合	1.5%	—	1.5%				
特定高度経営体集積率が40%以上50%未満の場合	2.0%	—	2.0%				
特定高度経営体集積率が50%以上の場合	2.5%	—	2.5%				
高度経営体集約化^{※4}促進事業 事業開始時における当該事業の受益面積から担い手農地集約化面積を除いた面積に対する、事業開始時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち集約化要件を満たす農用地の面積の割合が15%以上となることとする。	高度経営体集約化向上率が15%以上20%未満の場合	2.0%	—	2.0%	—	—	○
高度経営体集約化向上率が20%以上27.5%未満の場合	3.0%	—	2.5%				
高度経営体集約化向上率が27.5%以上35%未満の場合	4.0%	—	3.0%				
高度経営体集約化向上率が35%以上40%未満の場合	5.0%	—	3.5%				
高度経営体集約化向上率が40%以上45%未満の場合	6.0%	—	4.0%				
高度経営体集約化向上率が45%以上50%未満の場合	7.0%	—	5.0%				
高度経営体集約化向上率が50%以上55%未満の場合	7.5%	—	6.0%				
高度経営体集約化向上率が55%以上60%未満の場合	7.5%	—	7.0%				
高度経営体集約化向上率が60%以上の場合	7.5%	—	7.5%				
中心経営体^{※3}農地集積促進事業 促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が35（55）%以上となること。 >農山交35%以上 競争力及び復興再生55%以上	中心経営体集積率35%以上45%未満の場合	3.5%	—	—	○	○	—
中心経営体集積率45%以上55%未満の場合	4.5%	—	—				
中心経営体集積率55%以上65%未満の場合	5.5%	6.5%	—				
中心経営体集積率65%以上75%未満の場合	6.5%	8.5%	—				
中心経営体集積率75%以上85%未満の場合	7.5%	10.5%	—				
中心経営体集積率85%以上	8.5%	12.5%	—				

- ※1：高度経営体：個別農家で4ha以上、特定農業団体が7ha以上経営等農用地を集積する認定農業者
- ※2：特定高度経営体：高度経営体であって、「家族農業経営」または「法人経営」を満たすもの
- ※3：中心経営体：人・農地プランで位置づけられている農家
- ※4：同一の者の経営等農用地であって1ha以上のまとまり（水路や道路で接続等）のあるもの
- ※5：中心経営体農地集積促進事業における集約化については、競争力及び復興再生のみ該当